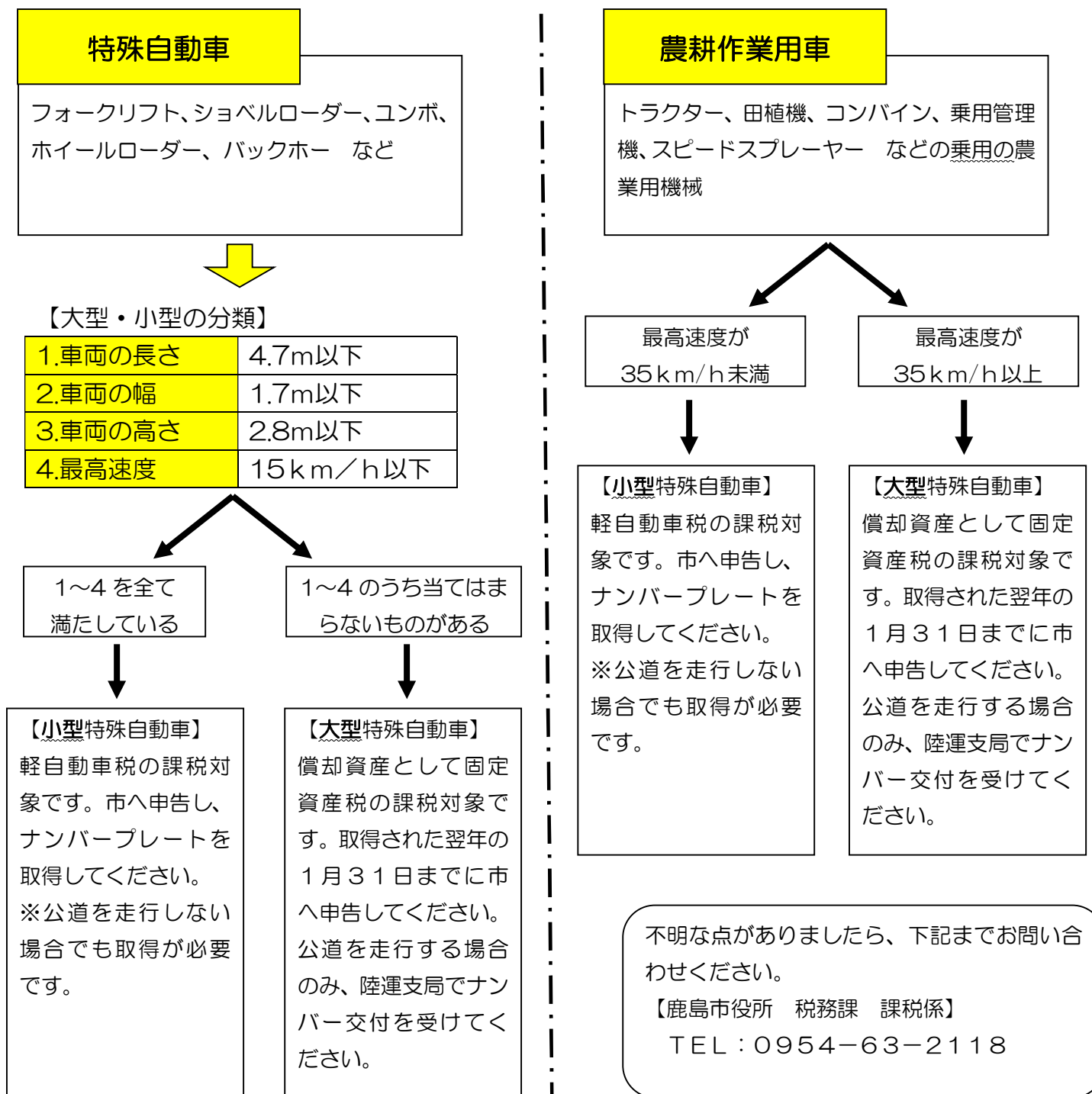


特殊自動車（フォークリフト、トラクター等）をお持ちの方へ

フォークリフトやトラクター等は、特殊自動車に分類されます。特殊自動車には大型特殊自動車と小型特殊自動車があり、それぞれ異なる税金がかかります。

以下のフローチャートを参考に、適切な税の申告にご協力をお願いします。



農耕作業用トレーラ（被けん引自動車）について

農耕作業用トラクターにけん引され、肥料・薬剤等散布、耕うん、収穫、運搬等を行う「農耕作業用トレーラ」（トラクターのアタッチメント）が道路運送車両法上の大型・小型特殊自動車に指定されたことに伴い、小型特殊自動車の区分に該当する場合は、軽自動車税（種別割）の課税対象となります。

○農耕作業用トレーラ（被けん引自動車）の区分

けん引自動車（農耕トラクター）の最高速度	
時速35km未満	時速35km以上
小型特殊自動車	大型特殊自動車
<ul style="list-style-type: none">・軽自動車税の対象となります。・償却資産の対象とはなりませんので、申告書から除外してください。・税務課でナンバープレートを取得する必要があります。	<ul style="list-style-type: none">・償却資産の対象です。申告をお願いします。

不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【鹿島市役所 税務課 課税係】

TEL：0954-63-2118